

令和8年度群馬県リスクリング事例共有促進事業委託業務 企画提案要領

この公募は、令和8年度群馬県当初予算案に基づいて行うものであり、成立した予算の内容によっては、事業内容及び委託金額等に大幅に変更が生じることがあります。また、令和8年4月1日までに予算が成立しない場合には、事業停止も含めて別途協議させていただきますので予め御留意ください。

1 業務の名称

令和8年度群馬県リスクリング事例共有促進事業

2 業務の趣旨・目的

群馬県では、令和9年度（2027年度）までに、県内企業のリスクリング実施率50%以上を目標に、リスクリング推進に取り組んでいます。

令和8年度群馬県リスクリング事例共有促進事業（以下「本事業」）では、県内企業や支援機関に対してリスクリングの具体的な取組手法・ノウハウの習得を支援するほか、企業同士がリスクリングの好事例等の情報交換を図ることで、企業規模・業種に限らず、県内全ての企業が自発的にリスクリングに取り組む環境づくりを目的に実施します。

つきましては、本事業を委託する事業者を選定するため、以下の要領で企画提案を募集します。

3 業務の内容

「令和8年度群馬県リスクリング事例共有促進事業委託業務仕様書」のとおり

4 見積上限額

11,576千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とします。

※この予算額は契約額ではなく、あくまで本公募における企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

5 契約期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- (1) 日本国内に本社、本社又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- (7) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- (8) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

7 スケジュール

(1) 企画提案募集

令和8年2月6日（金）～令和8年3月3日（火）

- (2) オンライン説明会
令和 8 年 2 月 17 日（火）
- (3) 参加申込期限
令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時まで
- (4) 質問受付期限
令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時まで
- (5) 企画提案書提出期限
令和 8 年 3 月 3 日（火）17 時（必着）
- (6) 審査（プレゼンテーション）
令和 8 年 3 月 17 日（火）※予定
- (7) 結果通知
令和 8 年 3 月下旬

8 参加申込

本公募への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書（様式 1-1）を提出してください。参加申込書の提出がない場合は、本公募に参加できません。

- (1) 参加申込受付期限
令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時まで
- (2) 提出方法
電子メールで参加申込書（様式 1-1）を提出してください。
※電子メールの件名は「令和 8 年度群馬県リスクリング事例共有促進事業に係る参加申込／事業者名」としてください。
- (3) 提出先
「15 問合せ先」に記載のとおり

9 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付けます。

- (1) 質問受付期限
令和 8 年 2 月 20 日（金）17 時まで
- (2) 質問方法
電子メールで質問票（様式 4）を提出してください。
※電子メールの件名は「令和 8 年度群馬県リスクリング事例共有促進事業に係る質問／事業者名」としてください。
- (3) 提出先
「15 問合せ先」に記載のとおり
- (4) 回答
質問受付から原則として土・日曜日・祝日を除き 3 日以内に電子メールで回答するとともに、質問内容と回答を県ホームページに公開します。（質問事業者名は公開しません。）

10 オンライン説明会

本公募に参加を希望する事業者に対し、以下のとおり説明会を開催する。

- (1) 開催日時
令和 8 年 2 月 17 日（火）14 時 00 分～15 時 00 分
- (2) 開催方法
オンライン（Microsoft Teams を使用）
- (3) 申込方法

電子メールでオンライン説明会参加申込書（様式 1-2）を提出してください。

※電子メールの件名は「令和 8 年度群馬県リスクリング事例共有促進事業に係るオンライン説明会参加申込／事業者名」としてください。

(4) 申込期限

令和 8 年 2 月 13 日（金）17 時まで

(5) 提出先

「15 問合せ先」に記載のとおり

(6) その他

説明会は仕様の説明、質疑応答を行う。説明会内の質問の内容や回答は、個別の企画提案の内容に関わるもの除き、県ホームページに公開する場合がある。

11 企画提案書の提出

本公募に参加を希望する事業者は、次のとおり企画提案書を提出してください。

※（＊）印の付いた書類は、群馬県の「令和 6・7 年度物件等購入契約資格者名簿」の登載事業者は提出不要です。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式 2）

イ 企画提案書本書（任意様式）

※記載内容は 11 (3) のとおり

※企画提案書本書は A4 版とし、ページ数は企画提案書表紙（様式 2）を除き、30 ページ以内に収めてください。

ウ 費用見積書（任意様式）

※宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記してください。

エ 事業実施体制表（様式 3）

オ 法人の概要が記載されたパンフレット等

カ 法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。コピー可）（＊）

キ 決算書（直近のもの 1 期分（半期決算の場合は 2 期分））（＊）

ク 暴力団排除に関する誓約書（様式 5）（＊）

ケ 課税（免税）事業者届出書（様式 6）

コ 納税証明書（＊）

国税：「その 3 の 3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）

県税：県税に滞納がないことの証明（完納証明・規則第 45 条の 3 様式）

※県外の事業者で本県内に営業所等がない場合は提出不要。

(2) 提出方法

電子メールで 11 (1) ア～コまでの提出書類を提出してください。

※電子メールの件名は「令和 8 年度群馬県リスクリング事例共有促進事業に係る企画提案書／事業者名」としてください。

※電子メール 1 通につき 7MB まで受信可能です。7MB を超える場合、受信できないので、複数回に分けて提出してください。

※電子メールで提出できない場合、ファイル共有サービス等を利用し、資料提出することも可能ですが、その際は、事前にご連絡ください。

(3) 企画提案書本書（任意様式）の記載内容

ア 事業内容

【1】本委託業務に対する理解及び取組方針

【2】企業及び支援機関向け勉強会の開催企画・運営

- 【3】企業及び支援機関向け交流会の開催企画・運営
- 【4】県内企業に対するリスクリソースの取組状況調査
- 【5】県内企業からの問い合わせ対応や情報提供等
- 【6】本委託業務の実施に係る事務局の設置

- イ 事業実施体制
- ウ 事業実施スケジュール
- エ 企業等へのリスクリソース支援の取組実績
- オ その他

見積もり上限額の範囲内において、本事業を実施するにあたり提供できるサービス、アピールしたい事項、独自の追加提案等があれば記載してください。

(4) 提出期限

令和8年3月3日（火）17時（必着）

(5) 提出先

「15 問合せ先」のとおり

12 審査

(1) 審査方針

事業提案の審査・選定は、下記12(4)の審査基準に基づき、審査会が行い、最も優れた企画提案を提出した者を優先交渉者に決定します。

(2) 優先交渉者の選定方法

プレゼンテーション審査を実施し、審査基準に照らし合わせて最も優れた事業提案を行った応募事業者を優先交渉者に選定します。

なお、応募多数の場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局による書類審査を実施し、書類審査を通過した応募者の中からプレゼンテーション審査を行う場合があります。

(3) 審査会

- ア 実施日 令和8年3月17日（火）

※会場・プレゼンテーション時間等の詳細は、応募事業者に別途通知します。

- イ 実施方法

- ・一事業者当たり2名までの出席とします。
- ・プレゼンテーションに使用する説明資料は、令和8年3月3日（火）までに提出した企画提案書を利用し、新たな説明資料の追加は認めません。

- ウ その他留意点

- ・企画提案書は、できるだけ平易な表現で（図表などを使用する、専門用語を使用する際には注釈をつける等）分かりやすく、かつ具体的に作成してください。

(4) 審査基準

以下の5項目（ア～オ）について、審査委員による審査を実施する。

- ア 事業全般

- ・本事業の趣旨・目的を十分に理解し、提案内容が本事業の目的と合致しているか。
- ・本事業の目的を達成するため、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案になっているか。（特に工夫を期待する事項）

【1】企業及び支援機関向け勉強会の開催企画・運営

- ・企業がリスクリソースの必要性・目的を理解し、経営戦略と連動したリスクリソースに取り組むことができる内容か。
- ・支援機関が企業の人材育成に関する課題解決やリスクリソース推進に関する助言等のノウハウを習得できる内容か。

【2】企業及び支援機関向け交流会の開催企画・運営

- ・交流会に招聘する先進企業は、企業規模を問わず、これからリスクリングに取り組もうとする（または取り組んでいる）企業にとって、リスクリングの取組成果等の具体的な事例を有し、参考となる企業か。
- ・参加者間の活発な情報交換・交流を促進する効果的な工夫があるか。

【3】県内企業に対するリスクリングの取組状況調査

- ・県内企業のリスクリングの取組状況・課題把握のために適切な調査設計となっているか。
- ・回答率が向上する調査設計となっているか。

【4】県内企業からの問い合わせ対応や情報提供等

- ・企業からの問い合わせ対応について十分な実績を有しているか。
- ・企業にリスクリングに関する有益な情報提供を行うための十分な知見を有しているか。

【5】本委託業務の実施に係る事務局の設置

- ・企業のリスクリング推進に関する支援ノウハウ・体制・実績を有しているか。

イ 費用

- ・予算額の範囲内で事業実施に必要な経費が事業内容から見て適切に見積もられているか。
- ・費用を極力抑える工夫が示されているか。

ウ スケジュール

- ・仕様書上の内容をすべて満たし、契約期間内に完遂可能なスケジュールとなっているか。

エ 過去実績

- ・過去の類似業務の運営実績は十分か。

オ 実施体制

- ・業務を円滑に実施できる取組体制及び人員体制になっているか。

(5) 優先交渉事業者の採択に関する通知

令和8年3月下旬に応募者全てに文書により通知する。

(6) 失格条件

次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査の対象としない。

- ・企画提案書の提出書類に不備がある者
- ・企画提案書の提出期限を過ぎて提出した者

13 契約

- 最も優れた提案を行った者と契約締結の交渉を行うものとする。
- 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については群馬県との交渉で決定するものとする。
- 上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

14 注意事項

- 本公司の参加に要する経費は、全て事業者の負担とする。
- 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがある。
- 参加申込書を提出した事業者が、企画提案書を提出期限までに提出しない場合は、本公司への参加を辞退したものとみなす。また、企画提案書提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出すること。
- 本公司の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果、生じた事象に係る責任は、全て提案者が負うものとする。

- (7) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。
- (8) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはしない。

15 問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群馬県 産業経済部 労働政策課 人材活躍支援室 リスキリング推進係
電話：027-226-3403
E-mail : rouseika (アットマーク) pref.gunma.lg.jp
※ (アットマーク) は@に変換してください。